**西伊豆町商工会ワーケーション導入支援補助金交付制度とは**

新型コロナ感染症の影響により、自宅や宿泊施設などで仕事を行なうテレワークが浸

透しつつあります。このテレワーク需要を取り込むための環境整備費用の一部を補助金

として交付します。

**１．補助対象者**

補助対象者は、西伊豆町商工会の会員であり、宿泊施設等（民宿、旅館・ホテルや飲

食業、不動産業等）を営む事業所を有するか、または新設や増設しょうとする事業者です。但し、町税等を滞納していると対象となりません。

※補助金の交付は、同一建築物、同一申請者について１回限りです。

**２．補助対象経費**

（1）ワーキングスペース確保のための工事等の費用

（2）Ｗｉ-Ｆｉ環境の整備

（3）貸出用電子機器

（4）店舗什器等の備品購入費用

**３．補助対象外経費**

（1）ＨＰの作成、更新の費用

(2) Ｗｉ-Ｆｉの接続料金

(3) 対象事業に直接関係の無い費用（単なる修繕や事業者自らが使用する機器の購入

　　費用、送迎車の購入など）

(4) 消耗品（インクカートリッジ、紙等）

(5) 町等の他の補助制度を利用する事業で、当該補助制度の対象となる事業費用

**４．補助金の額**

当該事業に要した費用の１/２に相当する額（上限５０万円、１事業者１回限り、1,000

円未満切り捨て）

**５．提出書類**

　(1) ワーケーション導入支援補助金交付申請書（様式第１号）

　(2) 施設・店舗等位置図

　(3) 事業見積書、カタログ等の写し

(4) 事業内容が分かる図面

　(5) 事業開始前証明書（様式第２号）

　※住所、町税等の完納、所有などの補助対象要件については、町が審査します。

◆注意事項

・申請は、事業の開始前に提出ください。開始している事業や完成した工事については

補助の対象外となります。

・申請書類を審査した後に補助金交付決定通知書を交付します。事業は、この決定通知

書が交付されてからでなければ開始出来ません。（書類審査には１～２週間程度かか

ります）

・事業内容や工事費の変更または事業の廃止などが生じた場合は、変更承認申請書（様

式第５号）と変更後の事業見積書、カタログ等変更後の事業内容がわかる図面などの

提出が必要です。

◆申込方法

　申請書は、西伊豆町商工会へ提出してください。

　※申請受付は、令和４年４月２５日（月）から先着順で受け付けます。補助金には限

　　りがあります。予算書に達し次第受付終了となりますので、事前に商工会までお問

い合わせください。

問合せ先

西伊豆町商工会

電話番号　0558（52）0270

ＦＡＸ　 0558（52）1502